

第6回 羽村市使用料等審議会会議録

- 1 日 時 令和5年8月18日(金)午後2時00分～午後4時25分
- 2 場 所 市役所西庁舎3階 庁議室
- 3 出席者 **【会長】**金子 憲
【職務代理】田村 義明
【委員】市野 明、志田 保夫、竹内 潤三、松田 達夫、小島 昌夫、
白鳥 英徳、伊藤 大、太田 知子
【事務局】櫛島企画部長、平原財政課長、尾嶋主査、赤羽主任
【説明員】柳川市民課長、細谷係長、滝沢課税課長、小池係長、岸野係長
池田納税課長、羽村主査、中根生活環境課長、市川係長
池田産業振興課長、桑田主査
- 4 欠席者 なし
- 5 議 題 (1) 手数料の適正化について
- ・市民課手数料一覧【資料1-1】
 - ・住民票交付手数料【資料1-2】
 - ・印鑑登録証明書手数料【資料1-3】
 - ・戸籍附票手数料【資料1-4】
 - ・その他証明手数料(住民票記載事項証明)【資料1-5】
 - ・その他証明手数料(不在住証明)【資料1-6】
 - ・その他証明手数料(不在籍証明)【資料1-7】
 - ・その他証明手数料(身分証明)【資料1-8】
 - ・住民基本台帳閲覧手数料【資料1-9】
 - ・市民課関係業務等手数料一覧(26市)【資料1-10】
 - ・課税課手数料一覧【資料2-1】
 - ・市民税関係証明手数料【資料2-2】
 - ・固定資産税関係証明手数料【資料2-3】
 - ・税関係閲覧手数料【資料2-4】
 - ・令和5年度税務関係証明書等の手数料について(26市)【資料2-5】
 - ・納税証明手数料(市税等)【資料3】
- (2) 使用料の適正化について
- ・富士見斎場使用料【資料4-1～4-4】
 - ・霊園使用料【資料5-1～5-6】
 - ・産業福祉センター使用料【資料6-1～6-3】
- 6 傍聴者 なし
- 7 配布資料 別紙のとおり
- 8 会議内容 下記のとおり

-----開会-----

【事務局】

定刻になったので、ただいまから第6回羽村市使用料等審議会を開催する。
なお、本日は委員全員が出席していることを報告する。

【会長】

ただいまから第6回羽村市使用料等審議会を開催する。先ほど、市長に中間答申を行った。
本日は、15件の審議案件があるが、よろしく願います。

また、本日は傍聴人がいないということで、このまま審議に入る。

【事務局】

…（配布資料の確認）

【会長】

それでは、審議事項の（1）手数料の適正化について、審議を行う。1つ目の市民課手数料の説明をお願いします。

【説明員】

…（資料1-1～1-10について説明）

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

コンビニ交付を推進する動きがあると思うが、コンビニ交付に対して補助金などはあるか。

【説明員】

コンビニ交付手数料を下げた場合に、通常料金との差額を補填するような補助金がある。しかし、令和6年度以降も制度が継続されるかはわからない。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

近隣の青梅市と福生市の手数料を見ると、住民票の窓口交付と郵送交付、コンビニ交付の手数料が差別化されているが、元々、差を付けた手数料なのか。

【説明員】

青梅市は、平成30年頃にコンビニ交付を開始した際に200円に設定したと聞いている。

【委員】

コンビニに対する支払いはあるか。

【説明員】

コンビニに対して直接ではないが、コンビニ交付システムを使用して交付するにあたり、地方公共団体情報システム機構に対し、1件117円を支払っている。また、別に負担金を支払っているため、コストが窓口よりも高くなっている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

住民票交付手数料の年間コストを見ると、窓口もコンビニもあまり変わらず、交付件数で割り返すことによって1件当たりコストを算出している。このため、コンビニ交付件数を増やせば、コストが下がるのではないか。

【説明員】

お見込みのとおり。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

現在の羽村市のマイナンバーカードの普及率はどのくらいか。

【説明員】

現在の保有率は約68%となっている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

資料1-10の羽村市の郵送欄に本人と第三者で2種類の料金が設定されているが、第三者とはどのようなものか。

【説明員】

第三者請求は、債権者等から住民票等を請求されるもので、交付にあたり申請内容の審査を行っている。審査項目も多く、作業量が増えることから、本人による請求とは差別化して400円を設定している。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

コンビニ交付手数料を下げ、コンビニ交付件数を伸ばすことで、コンビニ交付1件に係るコストも下がり、窓口交付が減ることで職員の対応を減らすことができると考える。手数料をいくらに設定した際に、人件費や委託料のコストにどのように影響があるかなどシュミレーションすると良いと思う。

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。住民票や印鑑登録証明書などのコンビニ交付は、時代の流れである。多くの自治体で、コンビニ交付による証明書交付手数料を、窓口での交付手数料より安く設定している。羽村市でも、政策誘導という観点から、窓口での手数料を300円に値上げするなど、料金体系の見直しが必要であるという結論でよいか。

(…異議なし)

【事務局】

… (説明員の入替え)

【会長】

次に、審議事項の(1)手数料の適正化の課税課手数料一覧と納税証明手数料について、審議を行う。

【説明員】

… (資料2-1~2-5について説明)

【説明員】

… (資料3について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

市民の立場から考えると、市民課の住民票の手数料などと課税証明書などの手数料は同額であることが混乱を招かないと思う。

【説明員】

市としても、同じ考えにより現状も手数料は200円で統一されている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

他の委員から住民票等の手数料と課税証明書等の手数料は同額が望ましいとの意見があっ

たが、さらに付け加えて、近隣の青梅市や福生市と同額の郵送交付手数料を設定するなど組織横断的に設定できないのか。

【説明員】

検討することとしたい。

【会長】

他に質問等ないか。

(…なし)

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。市民税や固定資産税など課税課の手数料についても、先ほどの住民票や印鑑登録証明書など市民課の手数料と同様、コンビニ交付が時代の流れであり、政策誘導の観点から、窓口での手数料を300円に値上げするなど、料金体系の見直しが必要であるという結論でよいか。

(…異議なし)

【事務局】

…(説明員の入れ替え)

【会長】

続いて、次第(2)使用料の適正化について、審議を行う。1つ目の富士見斎場使用料について説明をお願いします。

【説明員】

…(資料4-1~4-6について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

資料4-1の8にあるコスト計算のその他について、198万円増加しているがこの理由は何か。

【事務局】

令和4年度のコスト計算から減価償却費を含めることとしたため、その減価償却費が主な増額要因となる。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

資料 4-2 の区分で、ホールと和室に人件費が割り振られているが、1 人の人が対応していると認識している。そのため、1 日当たりのコストを単純に足すのは違うのではないか。

【説明員】

コスト計算は、人件費も含め経費を面積で按分しているため、コスト計算としては正しいと捉えている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

民間の斎場と比較して、富士見斎場の使用料は高いのか。

【説明員】

民間の情報が無いが、富士見斎場は安価な料金設定をしていると捉えている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

1 件のカウント方法について、通夜と葬儀を合わせて 1 件なのか。

【説明員】

1 日を 1 件とカウントするため、通夜で 1 件、葬儀で 1 件となる。

【委員】

コロナ禍で葬儀の方法も大きく変わったように思う。家族葬が増え、通夜と葬式を行うケースが減っていると感じているが、平成 30 年と令和 4 年を比較した場合、そのような状況はあるか。

【説明員】

通夜と葬式の 2 日間使用するケースは減っていると捉えている。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

使用料について、主管課としては据え置きたいのか、値上げしたいのか。

【説明員】

その点も含めて審議いただきたい。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

今後自分が世話になるかもしれないと考えると、子どもたちの負担を減らす意味でも据え置いてもらいたい。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

瑞穂斎場を羽村市民が使えるが、瑞穂町民は富士見斎場を使用できるのか。

【説明員】

富士見斎場は、喪主が羽村市民の場合に使用できる。

【会長】

羽村市の富士見斎場は、羽村市在住の方しか利用できない利用規定になっている。一方、八王子市などでは、市外の方も利用でき、市外の方の利用料金を2倍に設定している。なぜ、羽村市の富士見斎場は、羽村市民しか利用できない利用規定になっているのか。

【説明員】

設置の目的にもあるとおり、市民のために設置したということが主な理由と捉えている。

【事務局】

補足だが、過去には市外の方も利用できていたが、使用率が市外の方の割合が高くなってしまい、市民の利用に支障をきたす状況が生じたため、喪主が市民の場合のみ使用できるよう条例改正を行った経過がある。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

156件の使用で、156日稼働しているものと理解したが、1日に午前と午後で2件使用されることはあるか。

【説明員】

1日1件の使用実績となっている。

【委員】

稼働日数が、1年の半分程度ということになるため、稼働率を上げる策として、市外の方も使用できるようにしても良いのではないかと。ただし、市外の利用割合が高くなってしまった過去の経過を繰り返すことはできないため、何かしらの対策を考える必要もある。

【会長】

羽村市では、過去に、市外の方の利用を認めていた時、市外の方の利用割合が高くなってしまい、市民の利用に支障をきたす状況が生じたとの説明があった。では、現在、たとえば、八王子市では、市外の方の利用率が高くなるような運用や仕組みが、何か取られているのか。

また、羽村市民は、富士見斎場と瑞穂斎場の2つの斎場を利用できるという点については、行政サービスが二重に提供されているとも理解できる。この点をどう捉えるか。瑞穂斎場を利用している羽村市民の割合などのデータを説明頂きたい。

【説明員】

八王子市や立川市がどのような仕組みで運営しているかは資料がないため答えることができない。今後、情報収集に努めたい。

なお、瑞穂斎場を使用している件数は、令和4年度の実績で年間110件となっている。

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。民間に比べて使用料が安いという点と、富士見斎場と瑞穂斎場は同じサービスを提供していることに加え、17年間も使用料を改定していないことから、他の自治体の事例を参考にしながら、使用料の見直しを検討する必要があるという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

続いて、次第(2)使用料の適正化の霊園使用料について、審議を行う。

【説明員】

…(資料5-1~5-6について説明)

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

現在、後継者がいなくて墓じまいする人が増えていると思うが、使用率は100%なのか。

【説明員】

毎年度、墓じまいにより空きが出たら、新しく公募を行い、今年度は9区画を公募している。しかし、募集が多く当選しない方もいるため、今後、6㎡の区画について返還された場合は、区画を半分の3㎡にして公募件数を増やすことを検討している。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

墓じまいにあたり別途手数料などが徴収されるのか。

【説明員】

更地にして返還してもらうため、更地にする費用は負担してもらうが、市に払う手数料はない。

【委員】

民間の霊園の場合、いくらくらいで区画を持てるのか。

【説明員】

民間の情報を持ち合わせていない。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

資料 5-1 の 7 のコスト計算において、区画墓地の経常経費と経常収益を差し引いた約 6,300 万円を市が負担しているということか。資料 5-3 の市負担額と大きな乖離があるので確認したい。

【事務局】

納骨堂と合葬室については、40 年分または 20 年分を先払いするという形で使用料を算出しているため、コストにはこれまでの工事費等が含まれている。また、区画墓地については、土地を区画に切り分けて使用するため、当初の土地購入費等をコストとして算入している。

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。羽村市の区画墓地 1 m²あたりの使用料は 12 万円であり、都立多磨霊園の 92 万 2,000 円、都立小平霊園の 87 万 5,000 円と比べて非常に安い。また、区画墓地は、供給量が少ない一方で応募者が多数で抽選によって当たった人が格安の使用料で利用できるという現状がある。抽選で決まった特定の市民だけが格安で受益できるという点是不公平であるという意見もあるので、使用料の見直しが必要であるという結論でよいか。

(…異議なし)

【事務局】

… (説明員の入れ替え)

【会長】

続いて、次第（2）使用料の適正化の産業福祉センター使用料について、審議を行う。

【説明員】

…（資料 6-1～6-3 について説明）

【会長】

ただいまの説明について意見はあるか。

【委員】

市内企業や事業者が使用する場合は使用料を徴収していないということは、使用料収入は、その他の団体のみの収入ということか。

【説明員】

お見込みのとおり。

【委員】

維持補修費が施設全体で約 10 万円と計上されているが、この程度で済むものか。

【説明員】

軽微な修繕に要した経費を計上している。

【委員】

今後、大規模修繕等を行い長く使用することも検討されていると思うが、大規模修繕の費用も見込んで負担割合が出ると良いと思う。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

多目的室 i ホールは第 2 会議室よりも収容人数が多く、使用料が安いのが、誰がどのような目的で使用しているのか。また、各部屋の稼働率はどのくらいか。

【説明員】

なぜ第 2 会議室の方が安いのか把握していない。また、令和 4 年度の施設稼働率は、全体で 32.8%、i ホールは 55.6%となっている。

使用目的は、企業が定期的に行う運転講習会などでの使用やダンス練習での使用などがある。

【会長】

審議会としての意見をまとめたい。第 5 回の審議会での五ノ神会館などの学習等共用施設の使用料についての議論では、「条例に規定する使用料」と各会館の使用料との関係について確

認を行った上で、同じ会館使用料のはずが、実際には施設ごとに異なった使用料体系となっているのは問題があるとして、審議会として、見直しが必要であるとの結論を出した。

本日の産業福祉センター使用料についても、たとえば、収容人数が120人の多目的室と収容人数が50人の第2会議室で使用料が逆転している事例があるなど、産業福祉センター全体で料金体系の見直しが必要である。また、稼働率を上げるためにも、施設の改修を行うことなども検討事項であるという結論でよいか。

(…異議なし)

【会長】

以上で、本日の審議事項は、すべて終了した。

【会長】

次回の審議会について説明をお願いしたい。

【事務局】

…（次回の審議日程について説明）

【会長】

本日も活発な議論をして頂き感謝する。次回9月1日の審議会もよろしく願います。これで本日の審議会を終了する。

-----閉会-----